

直近の選挙の しか

ることで、

政治を監視することができ

参加できる大切な権利であり、

投票す

民主主義では、

選挙権は政治に直接

挙と市議会議員選挙の本市の世代別のラフは4月に執行された県議会議員選 る人が多くなってきて 現状ではその権利を放棄す 均 います。 左の

あなたの一票を投じましょ う

しょう。 ためにも、投票所に行き一票を投じま若い世代の皆さんの意見を反映させる い世代の人口が少なくなってきて現在日本は、少子高齢化社会で、 国や市などの行方を決める選挙に 少子高齢化社会で、 い ま若

なっています。派遣依頼など、詳しく学校を対象に、選挙の出前授業を行選挙管理委員会では市内の小中高等 は選挙管理委員会事務局までお尋 ねく

ださ

電動キックボードなどについて

特定小型原動機付自転車ナンバープレートを交付しています

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

令和5年7月1日から、道路交通法改正により特 定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードな ど)に関する新たな交通ルールが施行されました。そ れに伴い、下記の要件を満たす対象車両に、特定小 型原動機付自転車ナンバープレートを交付していま す。

要件

原動機付自転車のうち、外部電源により供給さ れる電気を動力源とするもので、以下の要件全て に該当するもの。

▶車体の大きさ

- ・長さ1.9 m以下
- ·幅0.6m以下

▶車体の構造

- ・定格出力が 0.60kw以下の電動機を用いること
- ・時速20kmを超える速度を出すことができない こと
- ・走行中に最高速度の設定を変更することができ ないこと
- ・オートマチック・トランスミッション(AT)機 構がとられていること
- ・最高速度表示灯が備えられていること
- ・道路運送車両法上の保安基準に適合しているこ
- ・自動車損害賠償保険(共済)の契約をしているこ
- ※上記の基準を満たさないものは、形状が電動キッ クボードなどであっても、特定小型原動機付自転 車には該当しません
- ※特定小型原動機付自転車の保安基準への適合性に ついては、地方運輸局による型式認定番号標また は性能等確認実施機関による表示(シール)の有無 が目安となります





▶すでに従来の合志市ナンバープレートがある人

特定小型原動機付自転車ナンバープレートへ交換 できます。現在のナンバープレートをお持ちくださ い。交換手続きの費用はかかりません。

ただし、交換を行うと標識番号が変わりますので、 自賠責保険の変更手続きなどが必要となることがあ ります。詳しくはご加入の保険会社・共済組合など にお問い合わせください。

▶ナンバープレートの交付手続き先

税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、 泉ヶ丘支所、須屋支所

▶持ってくるもの

- ・特定小型原動機付自転車に該当していることが分 かる書類
- ・車両の車名・型式・車台番号・排気量が分かるも
- ・販売会社などからの販売証明書または譲渡証明書
- ・届出者の本人確認ができるもの
- ・"納税義務者本人"または"合志市内に住所がある同 一世帯の人"以外の人が手続きする場合は委任状
- すでにナンバープレートをお持ちの方は当該ナン バープレート

▶税金について

令和6年度以降、4月1日現在で所有する人に軽 自動車税2,000円が課税されます。

詳しくは、以下をご覧ください。



市ホームページ



警視庁ホームページ





●問い合わせ先 今 日 からあ 選挙管理委員 な た ŧ **2096(248)1112**

る

選挙啓発作品募集由

●問い合わせ先

選挙管理委員会事務局

2096(248)

18

の

76ポイン 平均投票率もそれぞれ、 低の数値となってしまいました。 議選は5・ これ は前回 /卜低下 46ポイント、 89 % で した。

(平成31年4月)に比べて県 それぞれ合併後最 過去最低の結 市議選は3・ 全国

果となっています

るためにコンクー

や就職など生活環境の変化と重なり、挙期日が4月だったこともあり、就学年層の投票率の低さが目立ちます。選 上のグラフから特に30歳代 以下の若 選

▼対象 ▼テーマ

ポスタ

の

中学生、 高校生

『明るい選挙』

画用紙の四ツ切(5) ツ切(382m 4 2 mm $\underset{\longrightarrow}{\operatorname{mm}}$ X 3 8

選挙に行く余裕がなかった人も多かっ

いるとも言える状

市政などへの関

八

× 2 7

 $\underset{\longrightarrow}{\operatorname{mm}}$

※裏面に学校名、 描画材料は自由(紙や布など絵の具 材料だけに限りません) 学年、 氏名を記入

▼注意事項

定です。

10

『一票の力』 『公約』 『主役』 大切』 半紙(33 cm×24 cm) 中 中 中 1 『十八歳選挙』『投票参加』

▼対象 小学3年生~1 習字の部

中学3年生

▼テ

小 小 小 小 6 5 4 3

▼用紙

※半紙左に学校名、

学年、

氏名を記入



県選挙管理委員会委員長賞 熊本市出水中学校2年(当時) 谷口 満里奈さんの作品

や習字

事務局まで持参してくださ ·役所2階総務課内選挙管理委員会

の制作を

通

して、

中学生、

高校生

明る

選挙に関するポスタ

作品を明るい選挙の呼びかけに活用すに政治や選挙に関心を持ってもらい

選挙の呼びかけに活用す

市内の小・中学生は学校を

通して提

L١

を実施します。

9月1日金 午後5 時

次審査(市)、 月中

い

理委員会に属し、選挙推進協会、県 作品を使用するときは、 ・学校名・学年 県または市の選挙管 自由に利用され -などが表

作者の氏名

また、

習字の部 行なう予定です。 ポスターの部 結果発表、 審査(県)を行ない、 出してください 審査・表彰 応募締切

令和6年1 月頃に表彰 で記載的では、一句に審査

月上旬に審査結果発表を行なう予 1次審査(市)を行な

入賞作品の版権は、 財団法人明るい

11 広報 こうし 2023.8